

緊急小口資金（震災特例）のご案内

本資金は、今般の熊本県熊本地方を震源とする地震により被災した地域から府内へ避難してきた世帯に対する貸付です。

（今回の震災等により大阪府内に避難してきた方について特例として府内の社会福祉協議会が窓口となり貸付を行うものです。ただし、既に他道府県社会福祉協議会でこの「緊急小口資金（震災特例）」を借りられている世帯は対象外です。）

貸付金額 10万円以内 ※特別な場合は20万円以内

特別な場合とは、以下の場合です。

- 世帯員の中に亡くなった方がいるとき ■世帯員に要介護者がいるとき、
- 世帯員が4人以上の世帯 ■重傷者、妊産婦、小学生以下の子どもがいる世帯

- 利子 無利子
- 据置期間 1年以内
- 償還期間 2年（24回払い）以内
- 連帯保証人 不要

※ただし、償還期限までに償還が完了しない場合、残元金に対して年5%の延滞利子が発生します。

■ 対象

平成28年熊本県熊本地方を震源とする地震により、災害救助法の適用となった地域で被災等され、府内に避難（1か月以上居住予定）し当座の生活費を要する世帯

■ 申込み先 避難先の市区町村社会福祉協議会

■ 申込みに際して必要な書類等

□ご本人にご用意いただくもの

- ①ご本人の確認及び被災地に住所を有していたことが確認できるもの（健康保険証、運転免許証、パスポート等）
- ②被災されたことを示すもの（原則、罹災証明書）
- ③印鑑（実印をお持ちの場合は実印）および、④印鑑登録証明書

※①～④のうち、ご用意できないものがある場合は、申込者による「申立書」や親類や知人等による「証明書」を添付してください。

□市区町村社会福祉協議会でご記入いただくもの

- ⑤借入申込書、⑥借用書、⑦預金口座振替依頼書、⑧同意書、
- ⑨その他、大阪府社会福祉協議会が指定する書類

■ 貸付金の送金

□ご指定の金融機関口座（原則、避難された方の名義に限る）に振り込みます。送金は貸付決定後、随時行います。

※送金を受けるための金融機関口座が使用できない状況の方はご相談ください。

■ 貸付後の手続き 住所や電話番号等が変わる場合には必ずご連絡ください。

■ 償還について

□原則として金融機関口座引落しで毎月償還いただきます。償還が始まるのは貸付の1年後です。引落し口座の設定ができない場合は、指定の払込票でお振込みいただきます。

□ご返済金額

10万円の場合 1回目～23回目 ⇒4,160円
最終回（24回目）⇒4,320円

20万円の場合 1回目～23回目 ⇒8,330円
最終回（24回目）⇒8,410円

■ 貸付できない世帯

- ☑生活保護受給中の世帯
- ☑この特例による緊急小口資金をすでに他府県で借りている世帯
- ☑借入申込書、申立書の記載内容が事実と異なる場合

審査により貸付を行わないことがあります。また、虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

〒542-0012 中央区谷町7-4-15 Tel 06-6762-9474